

福 歯 発 第 572 号

平 成 31 年 1 月 9 日

各 会 員 様

公益社団法人 福島県歯科医師会
会 長 海 野 仁

区分C2（新機能・新技術）における医療機器の期中導入等について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成30年11月14日開催の中央社会保険医療協議会において、区分C2（新機能・新技術）として「パーマクラウン」が平成30年12月より期中導入として保険適用されました。

この度、関連通知として厚生労働省保険局医療課より連絡がありましたので、別添のとおりお知らせいたします。なお、保険適用は平成30年12月診療分からで、現時点での該当製品は「パーマクラウン」のみとなります。

また、パーマクラウンは、通常の鋳造方式で製作される金属歯冠修復を行うことが困難な状態にある患者に対して使用することを想定している製品となります。

(別添)

- 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
(歯科関係部分抜粋)

- (参考) 永久歯に対する既製の金属冠（パーマクラウン）の取り扱いについて
(日本歯科医師会保険医療課)

別添 1

**「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成30年 3 月 5 日保医発0305第 1 号) の一部改正について**

- 7 別添 2 の第 2 章第12部第 1 節M000-2の(4)に次を加える。
ニ 永久歯に対する既製の金属冠による歯冠修復
- 8 別添 2 の第 2 章第12部第 1 節M001に次を加える。
(22) 永久歯に対する既製の金属冠に係る歯冠形成を行った場合は、「1 のハ 乳歯金属冠」又は「2 のハ 乳歯金属冠」に準じて算定する。
- 9 別添 2 の第 2 章第12部第 1 節M016に次を加える。
(4) 永久歯に対して既製の金属冠による歯冠修復を行った場合は、「1 乳歯金属冠の場合」に準じて算定する。

別添 3

**「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う
特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」
(平成30年 3 月 5 日保医発0305第11号) の一部改正について**

- 1 別紙 1 のM016に次を加える。
3 永久歯金属冠 30点

別添 4

**「特定保険医療材料の定義について」
(平成30年 3 月 5 日保医発0305第13号) の一部改正について**

- 6 別表のVの066の次に次を加える。
067 永久歯金属冠
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料(2) 歯冠材料」であって、
一般的名称が「歯科用暫間被覆冠成形品」又は「歯科用被覆冠成形品」
であること。
(2) 永久歯の歯冠修復に用いる既製冠であること。

別添 5

**「診療報酬請求書等の記載要領等について」
(昭和51年 8 月 7 日保険発第82号) の一部改正について**

- 1 別紙 1 のⅢの第 3 の 2 の(28)のハに次を加える。
(ス) 永久歯に対する既製の金属冠は、「既製冠(永)」と表示し、点数及び回数を記載する。

永久歯に対する既製の金属冠（パーマクラウン）の取り扱いについて

日本歯科医師会 保険医療課

平成30年12月1日に保険適用になった永久歯に対する既製の金属冠（パーマクラウン）について、以下の点にご留意ください。

1. 本材料は、通常の鑄造方式で製作される金属歯冠修復を行うことが困難な状態にある患者に対して使用することを想定している製品となります。

2. 診療報酬明細書の記載方法

永久歯に対する既製の金属冠を用いた場合は、「歯冠修復及び欠損補綴」の「その他」欄に「既製冠（永）」と表示し、点数及び回数をご記載ください。

歯冠形成料、装着料等については、乳歯金属冠の場合に準じてご記載ください。

3. 請求点数

技術料 200 点 + 材料料 30 点 = 230 点

※ 間接法を用いた場合は、印象採得及び咬合採得を算定できません。